

令和6年第6回定例教育委員会

令和6年6月27日(木) 午後2時30分
江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長 委員 委員 委員 委員	黒川淳司 林大輔 須田壽美江 麓美絵 新館忠義	説明員	教育部長 教育部次長 学校教育支援室長 総務課長 総務課主幹 学校教育課長 学校教育課参事 教育支援課長 給食センター長 対雁調理場長 生涯学習課長 生涯学習課主幹 スポーツ課長 情報図書館長 郷土資料館長 郷土資料館参事 総務課総務係長	佐藤学 新山千穂 堂前敦 山崎浩克 鎌田和仁 稲田征己 五十川明 水口武 三浦洋 井上滋 田中紀克 星野真 松井正行 表誠 堀井修 兼平志 伊藤麻美
			記録員 傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 令和6年第2回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) いじめの重大事態について

2 審議事項

- (1) 令和6年議案第32号
江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱について
- (2) 令和6年議案第33号
江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱について

3 その他

- 各課所管事項について
 - (1) 令和6年度青少年キャンプ村こんがり王国の開催について
- 次回教育委員会予定案件について
- 令和6年第7回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開 会) ただいまから、令和6年第6回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は、配付のとおりであります。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を新館委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 1の報告事項(1) 令和6年第2回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。
佐藤教育部長	佐藤教育部長お願いします。 令和6年第2回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。 資料1ページをご覧ください。 教育委員会関係分は、6月18日、19日の両日、計3名の議員から一般質問がありました。 資料2ページをお開き願います。 はじめに吉田議員から「江別市の学校給食について」、4点質問がありました。 1点目の「教育と学校給食の関わりに対する市の認識について」への答弁では、学校給食法では、学校給食の目的として、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ることや、日常生活における食事について理解を深め、望ましい食習慣を養うことなど、7つの項目が定められている。 当市の学校給食は昭和37年に完全給食の形で始まり、昭和49年に対雁調理場、平成13年に元野幌調理場が運用開始となり、現在に至っている。 学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであるとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、重要な役割を担っていると認識している。 施設設置者として、引き続き、安全・安心な学校給食の提供に努めていく、と答えています。 2点目の「学校給食に対しての考え方について」への答弁では、当市の学校給食は児童生徒等に対して、1日、約9,200食を提供している。 児童生徒の心身の健全な発達につながるよう、献立は、学校給食摂取基準を満たした上で、地産地消を意識した、地場産食材を積極的に活用し、必要な栄養量を確保するだけでなく、質にこだわった給食を提供している。 また、食器検討委員会で選定された食器の使用や食物アレルギー対応など、安全で安心な学校給食の提供に努め、学級担任による日常的な給食指導のほか、栄養教諭による食育の授業を実施している。 教育委員会としては、未来を担う子ども達が心身ともに健康に育つことが重要であると認識しており、地産地消や食育などの取組みを継続しながら、今後も安全安心な学校給食を提供できるよう努めていく、と答えています。 資料3ページに進みまして、3点目の「給食センターの現状と課題について」への答弁では、センター調理場が築23年、対雁調理場が築50年、が経過し、両調理場においては、計画的に改修等を行い、施設を維持しているところであるが、対雁調理場においては、施設・設備ともに老朽化が進んでいる。 また、運営体制は、正職員と会計年度任用職員による直営方式としているが、全国的な人手不足が深刻化しており、調理業務の担い手確保がますます難しくなっていくものと考えている。 こうした課題のほか、学校給食を取り巻く環境として、原材料費や光熱費の高騰など、様々な課題があると認識している、と答えています。 4点目の「今後の学校給食に対する市の考え方について」への答弁では、これからも安定的に学校給食を提供するためには、給食センターが抱える課題に対し、様々な視点から議論を重ねる必要があり、本年1月に江別市学校給食の在り方検討委員会を設置し、今月第1回委員会を開催したところである。 当委員会は、学校関係者、保護者、学識経験者などで構成しており、今後、地元生産者のほか、米飯調理等を担う事業者をはじめとしたオブザーバーからの意見聴取を予定している。

さらに、他市町村への視察結果や、サウンディング型市場調査で収集した情報を基に、様々な方向性について検討いただく予定である。

教育委員会としては、検討委員会で十分な議論が行われるよう、適切な情報提供に努めていく、と答えています。

これに対し、吉田議員から、1点目の「教育と学校給食の関わりに対する市の認識について」再質問があり、「安全・安心に提供するために何が大切であるか」への答弁では、学校給食衛生管理基準に基づいた、施設・設備の整備のほか、衛生管理体制等の徹底や、質にこだわった食材の活用により、安全・安心な学校給食の提供が確保できるものと考えている、と答えています。

さらに、3点目の「給食センターの現状と課題について」再質問があり、「共同調理場全体について、計画的に考えていくことについて」への答弁では、対雁調理場を含めた調理場全体について、考えていくことが重要であると認識していることから、検討委員会においては、給食センター全体の在り方について、検討していただくよう、準備を進めている、と答えています。

資料4ページに進みまして、さらに、「調理員の採用形態の変更も考えるべき」との再々質問への答弁では、これまでも、職員の適正な配置と効率的な組織体制のもと、安全・安心な学校給食を提供してきている。引き続き、現場の状況や職員の意見を踏まえながら、効率的な運営に努めていく、と答えています。

さらに、4点目の「今後の学校給食に対する市の考え方について」再質問があり、サウンディング型市場調査の調査項目について」への答弁では、調査項目としては、民間事業者のノウハウを生かした、施設・設備の更新や給食提供方式のほか、学校給食を取り巻く状況など、幅広く聞き取っていく、と答えています。

次に、三吉議員から、「市内小・中学生の通学時におけるかばんの重さ対策について」、2点質問がありました。

1点目の「教科書などの置き勉強の実施状況について」への答弁では、小中学校で使用する教科書は、学習指導要領の改訂に伴うページ数の増加などにより、重量が増えてきている。また、タブレット端末の持ち帰りや水筒の持参も、かばんの重さが増えた要因の一つと考えている。

教育委員会からの要請を受け、各学校では、置き勉強について、基本的なルールを定めて実施しており、今年度から、3年生以上は毎日タブレット端末を持ち帰り、教科書やノートは学校に保管する運用を開始した小学校もある。

引き続き、各学校が家庭学習の必要性を踏まえた上で、通学時におけるかばんの重さ対策に取り組めるよう、連携して進めていく、と答えています。

資料5ページに進みまして、2点目の「デジタル教科書の導入について」の質問への答弁では、市内小中学校では、令和3年度以降、デジタル教科書の導入を進めてきており、今年度は英語を全ての小中学校に、算数・数学を小学校10校、中学校4校に導入している。

デジタル教科書の導入拡大と今年度導入を進めているA Iドリルの活用などにより、タブレット端末への教材の集約化が進むことで、かばんの重さの軽減にもつながるものと考えている。

デジタル教科書の導入については、今後、国において、段階的に拡大していくとしており、教育委員会では、国の方針に基づき、適正に対応していく、と答えています。

これに対し、三吉議員から、1点目の「教科書などの置き勉強の実施状況について」再質問があり、「かばんの重さについて一定の基準を設けること」への答弁では、かばんの重さ対策は、各学校が実情に応じ、児童生徒の発達段階に配慮した上で取り組むものであり、教育委員会が一定の基準を設けることは難しいものと考えている、と答えております。

引き続き、三吉議員から、「セキュリティー対策アプリの活用について」、2点質問がありました。

1点目の「小・中学校で配布されているタブレット端末のセキュリティーについて」への答弁では、市内の小中学校に整備した児童生徒が利用するタブレット端末については、インターネット上の脅威に対し安全性の高い機種を選定しているほか、SNSや有害サイトなどにアクセスなどができないように制限するため、セキュリティーサービスを導入当初から採用しており、これまで大きな事故は発生していない。

教育委員会では、児童生徒が安全かつ安心な環境で学習活動に取り組むことが重要と考えており、今後見込まれる端末等の更新に向けて、タブレット端末のセキュリティー対策に、引き続き、取り組んでいく、と答えています。

資料6 ページに進みまして、2点目の「A I ペアレンタルコントロールアプリの活用について」への答弁では、近年、スマートフォン所有の低年齢化が進み、児童生徒が簡単にインターネットを利用できる環境になっている。

SNS上で写真や動画が流出するトラブルを防止する方策の一つとして、保護者が子どものスマートフォンなどの機能を管理・制限するペアレンタルコントロールが有効であると言われており、年齢や使用時間の制限などを一括管理できるアプリが複数開発され、「コドマモ」も子どもの現在地確認などに加え、人工知能を活用して画像流出などの被害を防止できるという特徴から有効性が期待できるアプリの一つであると認識している。

教育委員会では、実態に即した対策を講ずる必要があると考えており、適切なSNS使用に関して関係機関と意見交換を行っていくほか、ペアレンタルコントロールの必要性や見守りに関して有効性が高いアプリの活用について、児童生徒や保護者に周知していく、と答えています。

次に、干場議員から、「化学物質削減の取組みについて」、1点質問がありました。

「香害に関する実態調査について」への答弁では、これまで、化学物質削減の取組みとして、市作成のポスターを学校内に掲示し、「香り」を不快と感じる方への配慮を促す啓発に取り組んできたほか、令和5年1月には「香り」に関して、シックスクール対策マニュアルに追記し、教育委員会と教職員が共通認識を持ちながら、学校施設の管理・運営に取り組んでいる。

香害に関する実態調査を厚岸町教育委員会が実施し、結果を公表したことは承知している。一方、当市においては、入学時などに、学校生活を送る上で配慮を必要とする事項について、児童生徒個々の状況把握に努めているところであり、現時点では実態調査は予定していないが、学校施設における化学物質過敏症対策に努めるとともに、学校内での「香り」の影響について、引き続き、研究していく、と答えています。

資料7 ページに進みまして、

これに対し、干場議員から再質問があり、「実態調査を行うことについて」への答弁では、現時点では、実態調査は予定していないが、引き続き、児童生徒や保護者に向け、「香り」を不快と感じる方への配慮を促す啓発に努めていく、と答えています。

引き続き、干場議員から、「フッ化物洗口について」、3点質問がありました。

1点目の「相談や問合せへの対応について」への答弁では、フッ化物洗口導入に向けた準備を進めており、6月に教職員を対象とした説明会を開催した。7月には保護者への希望調査を行う予定であり、子どもに受けさせるかどうか判断に迷う場合の相談や、実施内容の詳細に係る問合せは、教育委員会が対応することとしている。薬剤に関する問い合わせなど、専門的知識を要する場合においては、北海道や札幌歯科医師会と連携の上、適切に対応する、と答えています。

2点目の、「小学校低学年への実施について」への答弁では、教育委員会が視察した近隣の小学校では、低学年においてもフッ化物洗口をスムーズに実施しており、教職員1名で対応できている。また、10月の導入に先立ち、水を用いた練習を行う予定であり、手順を確認することで円滑に実施できるものと考えている。

教職員1名体制での実施に支障がある場合には、他の学級の教員がサポートに入るなど、実情に応じた、柔軟な対応が可能と考えている。

教育委員会としては、低学年はもとより、全ての学年で円滑に実施できるよう、準備を進めていく、と答えています。

資料8 ページに進みまして、3点目の、「効果の検証について」への答弁では、市内小中学校で行っている歯科検診では、歯や口腔内の状態を確認しており、むし歯のある児童生徒の割合を把握している。また、3年毎に行われる北海道の調査の際には、小学校1年生と中学校1年生のむし歯の本数などのデータを集約している。

こうしたデータにより、むし歯のある児童生徒の割合について、毎年の傾向が確認できるとともに、むし歯の本数の推移を把握することで、効果を検証していくことが可能であると答えている。

現在、市ホームページにフッ化物洗口のページを新設する準備を進めており、その中で

黒川教育長	必要なデータを公表するとともに、データは福祉や子育てなどの関係部局と共有していく、と答えています。 これに対し、干場議員から、「効果の検証について」に係って再質問があり、「大人になってからの効果をどのように把握するのか」への答弁では、 道外の自治体で行った調査では、フッ化物洗口を実施した子どもが、大人になってからのむし歯の本数が少ないとの結果が出ており、当市においても同様の結果が見込まれると考えている。現状、中学校卒業後の効果を検証することは難しいが、中学校まで実施している現行の調査を継続し、その効果を検証していく、と答えています。 以上です。
水口教育支援課長	ただいま報告のありました、令和6年第2回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(2)いじめの重大事態についての報告を求めます。 水口教育支援課長をお願いします。 報告事項(2)いじめの重大事態についてご報告申し上げます。 はじめに、本件については、これまで、適宜、委員の皆様には状況及び経過の説明を行ってまいりましたが、令和4年に発生した、このいじめの重大事態は、第三者機関である江別市いじめ防止対策審議会に調査を諮問し、その結果が取りまとめられ、答申を受けた後、各関係者に対する報告など、所定の手続きを進めてまいりました。 そして、このたび、それらの手続きを終えたことから、重大事態の発生から調査結果まで、また、その後の関係者とのやり取りについてご報告するものであります。 資料1ページをご覧ください。 1 いじめの重大事態の発生であります、令和4年6月24日、市内小学校から教育委員会に対し、いじめ防止対策推進法の規定に該当する重大事態が発生した旨の報告がありました。 2 江別市いじめ防止対策審議会による調査であります、本件は、市教委が設置する江別市いじめ防止対策審議会に調査を諮問し、令和5年7月20日に調査結果がまとめられ、同年8月1日に答申を受けました。 3 調査後の経過であります、答申を受けた後、(1)から(5)までに記載のとおり、いじめが発生した小学校に対する調査結果説明等を行った後、被害児童側に調査結果を報告し、これに対する意見書を受領したほか、市長や加害児童側に対する調査結果報告をそれぞれ行いました。 4 今後の予定であります、今後は、市議会総務文教常任委員会のほか、文部科学省に対する調査結果の報告を経て、報告書等の公表を予定しております。 資料2ページをご覧ください。 5 その他であります、こちらには、いじめの定義や態様のほか、重大事態の定義について記載しておりますので、後ほどご参照願います。 これから、本件に係るいじめの発生から調査結果までご報告申し上げますが、別冊資料2の本編は、約60ページに及ぶため、説明は、概要をまとめた別冊資料1により、行ってまいりたいと存じます。 なお、別冊資料は、個人などが特定されないよう、個人名や、地名、施設名などを黒くマスキングしているほか、被害児童側から申し出があった部分についても同様にマスキングしております。 それでは、別冊資料1のいじめの重大事態に係る調査報告書の概要の1ページをご覧ください。 1 当該学校であります、江別市立小学校で、2 関係児童は、本事案において被害を受けたと申立のあった5年生の当該児童1名のほか、被害児童にいじめを行ったとされる児童ABCの3名であります。 3 当該児童の状況であります、小学4年生時に、市外から江別市内の小学校に転入学し、4年生の冬休みごろから、母親に対し、いじめられている旨を伝えており、5年生になった令和4年5月11日の出来事により、登校できない日が続き、同月20日以降、登

校しない状態となり、保護者転居のため、市外の小学校に転校いたしました。

4 いじめの重大事態に係る事実関係の調査についてであります。令和4年6月24日、当該学校は、いじめによって、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるため、江別市教育委員会に対し、その旨、報告を行いました。

これを受け、教育委員会では、第三者機関である江別市いじめ防止対策審議会に対して、調査を諮問し、資料2ページに進みますが、5名から成る審議会において、(2)のとおりの関係者に対する聞き取り調査のほか、8回に及ぶ審議が行われました。

資料3ページをご覧ください。

5 当該児童保護者からの申立内容であります。表に記載の内容は、当該児童の保護者から申立てがあったものであり、内容欄の①から⑧までの受けたいじめの内容のほか、⑨から、資料5ページとなります。②までの学校の対応について、そして、③の教育委員会の対応について、計23項目の申立てがありました。

いじめと申立てのあった概要を申し上げますと、4年生の頃はいじめとして、①雪の中に石を入れて投げられたほか、顔を殴られて頬が青くなったなどの暴力を振るわれた。②スケボーに乗っていたところ、進行方向をふさがれて転倒した。

次に、5年生進級当初のいじめとして、③身体計測の結果を見られ、〇〇ちゃん、こちらは体重ですが、そのほかデブ、イノシシ、ブタなどと容姿をからかわれたほか、④肉をつままれた。⑤児童Aと仲の良い児童からも容姿をからかわれた。

次に、令和4年5月11日のいじめとして、⑥公園で帽子を取られ、取りに行こうとしたら別の児童に投げ、押して転ばされることを繰り返された。⑦児童Aから体を押さえられ、児童ABCの3人がかりで公園にある築山から落とされた。⑧築山から落とされた際、児童Aは笑って帽子を投げ、その後、児童ABCの3人は当該児童を置き去りにして違う遊びをしに行き、当該児童は一人で歩いて帰ったとされております。

これらのいじめの申立てに対し、審議会が行った関係者への聞き取り調査結果を基に、いじめの認定について審議した結果、①②については事実認定ができなかったため、いじめの認定に至りませんでした。③から⑦まで、また、⑧の前段の帽子を投げられた行為がいじめとして認定されました。

6 ページをご覧ください。

次に、7 学校の対応の是非についてであります。申立内容⑨から②までの内容から、学校の対応に関して審議を行った結果が述べられております。

概要を申し上げますと、本件における学校の一連の対応は、当該児童の心情に配慮した適切な対応がなされておらず、また、その保護者の申立てに対しても真摯に傾聴することができていなかったとされ、結果的に、組織的な対応が遅れることとなり、関係教諭のみならず、学校組織に対する不信感を抱かれ、いじめの重大事態の発生につながる原因の一つとなったとされております。

資料7ページをご覧ください。

次に、8 教育委員会の対応についてであります。本件に関わったスクールソーシャルワーカーは、当該児童の母と学校側との面会の場を設定したことについては適切であったと言えるが、当該児童宅を家庭訪問するなどして、もう少し早い段階で開催していれば違った状況になった可能性があるという指摘されております。

次に、9 いじめの重大事態に至った要因についてであります。7の学校の対応の是非についてでも触れられておりますが、当該児童及び保護者への対応の遅れなどにより、教諭及び学校に対して不信感を抱くようになっていたところで、令和4年5月11日のいじめが発生した。

また、その際、学校として、家庭訪問を行うなどにより、当該児童から詳細について把握する必要があったことや、そのような中で、関係児童から当該児童に対する謝罪の場を設定し、事案が解決したものとして指導したことは、当該児童の心の傷を深め、担任、学校への不信感を強めることとなった。

そのような状況から不登校状態となり、学校との関わりを拒絶するようになったものと思料するとまとめられております。

次に、10 再発防止策の提言であります。重大事態の調査は、責任の追及を目的とするものではなく、学校及び教育委員会が事実に向き合うことで、事案の全容解明のほか、当該事態への対処、また、同種の事態の発生防止を図ることが目的とされております。

	このたびの調査を通じて、審議会から提言された再発防止策は、(1) 当該学校が講ずる措置として、①から、次のページの④までの4項目のほか、(2) 教育委員会が講ずる措置として、①から⑤までの5項目が挙げられております。 以上が、江別市いじめの重大事態に係る調査報告書でございます。 次に、別冊資料3の「いじめの重大事態に係る調査報告書」の所見書(意見書)をご覧ください。 本資料は、本年1月に被害児童側に対して調査報告書の説明を行い、これに対して2月28日付で所見書の提出があったものであります。 これに関して、いじめの重大事態に関する調査結果は、市長に報告することとされており、その際、被害児童側が希望する場合には、所見をまとめた文書を添えて行うこととされております。 したがって、本年5月に市長に対して報告を行った際には、本資料についても合わせて報告したところであります。 所見書の最後のページをご覧くださいと存じますが、この資料は、被害児童の保護者の自筆のメモであります、個人情報に掲載されている部分を除き、公表するよう依頼があったことから、こちらの資料も合わせて添付しております。 本文中にあるマスキングは、上のマスキングが被害児童の氏名、そして下の部分が、被害児童の保護者の氏名と押印がされております。 なお、本文中にある被害児童自筆の自殺を仄めかす作文が発見されたという部分について、この所見書が提出された時には作文が添付されていなかったため、保護者に作文の提出を求め、本年4月に当該作文の写しを提出いただき、その内容について、審議会で確認及び協議を行いましたが、本件との直接の因果関係は認められないとの結論に至りました。 また、当該作文について、被害児童側からは、調査組織であるいじめ防止対策審議会や、市長以外への公表は絶対にしないでほしいとの強い意向から、当該作文は添付しておりません。 報告は以上であります。
黒川教育長	ただいま報告のありました、いじめの重大事態について、質問等がございましたらお受けします。
麓委員	概要を読ませていただいて、学校の対応について質問させていただきたいと思います。4ページの⑭ですが、ここで、教頭先生が聴き取り調査をすると言ったが、当該児童に対する聴き取り調査は一度も行われなかったとありますが、これには何か理由があったのでしょうか。
水口教育支援課長	当初、学校の先生と被害児童の保護者とのやり取りの中で、聴き取りを行うという話をしておりましたが、学校の教諭間での情報共有がなされておらず、登校した際に、被害児童に対する聴き取りが行われなかったものであり、そのことがまた、被害児童側が学校に対する不信感を募らせた一因になったと考えております。
黒川教育長	若干補足させていただいてよろしいでしょうか。 担任の先生とも何度か話をしておりますが、早く仲直りさせたいという気持ちの方が強くなってしまったと、詳細を聴き取って対応するというよりも、早く仲直りさせたくて、十分な聴き取りができないまま進めてしまったことが理由になっているのかと思います。
須田委員	他に質問等はございませんか。 今の4ページの⑭を見ると、教頭先生の認識もマナー違反というものだったと書いてありますし、この調査報告書の中でも、最初に教諭Aの方でも、これはマナー違反だと言って、簡単に考えていたのではないかと思ったのですが、このマナー違反というのはどのように捉えているのでしょうか。
水口教育支援課長	学校側がこのマナー違反と発言した件についてですが、学校側といたしましては、友達と遊ぶ上でのマナーに違反していたという意味合いで発言しておりまして、マナーに反した遊び方をしたことによって、被害児童が築山から落とされて怪我をしたと、そういった説明をしたと確認しております。
須田委員	では、この段階では、学校側の方は、遊びの中のマナーを違反していたというだけで、重大ないじめとか、そのようには全然受け取っていないということなののでしょうか。
水口教育支援課長	確かにこの時点では、子どもの遊びの中で被害児童が築山から落ちて怪我をしたといった認識であったと思います。ただ、令和4年5月13日に被害児童の保護者が診断書を持

黒川教育長 麓委員	って来て、怪我を負った詳細な内容などをしっかりと伝えられる中で、学校として情報共有を開始して、対応を詳細に行っていたと認識しております。 その他、質問等はございませんか。 私の質問への答弁の中でも、学校の中で十分に情報が共有されていなかったという話が出てきたのですが、5ページの②でも、児童の母が学校側に質問した時に、先生方はわからない様子だった、用意したプリントは時系列も内容も違ったとあります。この時点でもまだ学校内で十分に共有されていなかったということなのではないでしょうか。
水口教育支援 課長	この時点では、学校において関係する教諭による会議などで情報共有はなされておりましたが、被害児童側が必要とする詳細な内容までは共有されていなかったために、情報共有の不足について、いじめ防止対策審議会でも指摘されているところでございます。 また、事実関係についても認識の違いが複数あるなど、被害児童や保護者に不信感を抱かせる一因となったと考えております。
黒川教育長 林委員	その他、質問等はございませんか。 いじめの内容は、時系列にまとめていただいたので、よく把握できたのですが、この被害にあったと言われている児童と、加害者と言われている児童、だいぶ時間が経過しておりますが、その後の健康状態だとか、心の状態はどうなのかというところが気になったので教えていただければと思います。 特に、別冊資料3の自殺を仄めかす作文というところが非常に気になるので、こちらの心配といえますか、そういったことも含めて、今の状況をわかる範囲で教えていただきたいです。
水口教育支援 課長	まず、所見書の最後のページの件ですが、こちらが提出されるに至った令和6年2月28日の時点では、当該児童はまだ不登校の状態でした。 そして今月、被害児童側に電話で確認した際には、本年4月に中学校に入学して、不登校期間の勉強の遅れがあつて、時々登校渋りはあるものの、自身で努力して勉強に励みながら、現在は登校している状態だとお聞きしております。 また、加害児童に対しましても、今月保護者に対して調査結果の報告を行ったところでございます。その説明を行った際に、加害児童の現在について伺ったところ、問題なく登校できているということでございました。
黒川教育長 新館委員	その他、質問等はございませんか。 この調査報告書を読むと、とても残念な気持ちというか、何とも言えない気持ちになるのですが、再発防止に向けた取組みは、何か始めているのでしょうか。
水口教育支援 課長	今回、この調査結果報告書の中でも、再発防止策に関して提言がなされているところでございます。そして、当該学校においては、既に取り組みを始めておりまして、再発防止に向けた取組みを組織的な対応として徹底するように、全教職員に周知した他、いじめを見逃さない、こういった姿勢を改めて確認したと聞いております。 また、いじめが疑われる事象が発生した際には、初期段階から組織的に対応することを確認して、学校いじめ防止基本方針に基づく体制の構築と検証を行いながら、見直しを図っていくことを明らかにしております。 なお、教育委員会としては、当該学校に対して、厳重注意、指導を行った他、市内小中学校に対して、各校のいじめ防止基本方針を全教職員で再確認する、また、いじめの重大事態や組織的対応への共通認識を図ることについて、指示を行ったところでございます。 また、その他にも、いじめの未然防止に向けて、教職員向けの研修にスクールソーシャルワーカーを派遣するなどの取組みも行ってきたところでございます。
黒川教育長 林委員	その他、質問等はございませんか。 5月に市長に対しても報告されたということですが、今後の展開といえますか、再調査が行われるのか、また、被害児童の保護者から所見書が出ていますけれども、被害児童の保護者と話をし、ご納得いただくというか、次の子どもの成長に向けて前に進んで行けるような状態になっているのか、その辺を教えていただけますか。
水口教育支援 課長	委員がご発言されたとおり、市長に対しましては本年5月に調査結果報告を行いました。この報告は、調査報告書に、被害児童側が作成した意見書を添えて行っております。 結果といたしましては、現時点において、再調査の必要性は無いという判断をいただいております。今後この資料は最終的に公表することになりますので、また被害児童側と連絡を取り合う中で、被害児童の状況などを把握しながら進めてまいりたいと考えております。

黒川教育長	その他、質問等はありませんか。 (質疑終了) それでは、教育委員会として、各学校と連携しながら、こうしたいじめの問題が見逃されてしまうことがないように、組織的な対応を含めて、未然防止、早期発見、早期対応に一層努めていかなければならないと思います。 それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。 審議事項(1) 令和6年議案第32号 江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱についての説明を求めます。
水口教育支援課長	水口教育支援課長お願いします。 審議事項(1) 令和6年議案第32号 江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱についてご説明申し上げます。 資料1ページをご覧ください。 江別市教育支援委員会は、江別市教育支援委員会条例に基づき、障がいのある子どもたちの適切な就学先について、調査、審議及び答中を行う機関であり、医師のほか、学識経験者や教育職員等を含む計18名に、委員の委嘱等を行っております。 現在の委員の任期は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までの2年間でありますが、江別市私立幼稚園連合会の役員改選及び北海道拓北養護学校の校務分掌変更に伴い、標記委員に欠員が生じたため、補欠委員の選考手続きを進め、1の補欠委員候補者に記載のとおり、江別市私立幼稚園連合会から推薦を受けた、認定こども園元江別わかば幼稚園園長の土谷 直穂実氏、北海道拓北養護学校 教諭の三原 嘉浩氏の計2名を新たに委嘱しようとするものであります。 2の補欠委員の任期は、令和6年6月27日から、前任者の残任期間である令和7年5月31日までであります。 3の委員名簿であります。新委員を含めた委員の名簿を、裏面の2ページに記載しておりますのでご参照願います。
黒川教育長	以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和6年議案第32号 江別市教育支援委員会委員の補欠委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承)
水口教育支援課長	それでは、そのように承認いたします。 次に、審議事項(2) 令和6年議案第33号 江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱についての説明を求めます。 水口教育支援課長お願いします。 審議事項(2) 議案第33号 江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。 資料1ページをご覧ください。 江別市青少年健全育成協議会は、青少年の健全な育成に関し必要な事項を調査審議するほか、いじめの防止等に関し、関係機関及び団体の連携を図ることを目的に、江別市青少年健全育成協議会条例に基づき設置しております。 当協議会委員は、2年間の任期で委嘱しており、現委員の任期が、本年6月30日で満了となりますことから、今回、新たに委員を委嘱しようとするものであります。 1の委員候補者は、2ページの委員名簿に記載のとおり、計14名であります。 2の委員の任期は、令和6年7月1日から令和8年6月30日までであります。
黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和6年議案第33号 江別市青少年健全育成協議会委員の委嘱についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承)

星野青少年担当主幹	それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他、各課所管事項についてに入ります。 (1) 令和6年度青少年キャンプ村こంగり王国の開催についての説明を求めます。 星野青少年担当主幹をお願いします。 各課所管事項(1) 令和6年度青少年キャンプ村こంగり王国の開催について、資料はございませんが、口頭によりご説明いたします。 今年度の青少年キャンプ村こంగり王国は、実施日は8月5日月曜日から10日土曜日までで、例年と同様に1泊2日のキャンプを5回実施する予定であります。参加募集は、7月上旬から7月下旬にかけて行います。 実施会場につきまして、長年、森林キャンプ場で実施していたところですが、昨年度からセラミックアートセンター中庭へ変更いたしました。施設に隣接する場所のため安全・安心の確保も図られ、他のキャンプの利用者との接触のない環境で、レクリエーション、キャンプファイヤーなどの行事や炊事などの各種活動を行うことができたことから、今年度以降もセラミックアートセンターを会場とすることといたしました。 江別市青少年サークルの高校生・大学生が指導に当たり、小中学生が野外活動を通じて楽しみながら協調性や社会性を高めることができるよう進めてまいります。
黒川教育長	以上です。 本件に対する質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) 本件は、これで終了いたします。
山崎総務課長	次に、次回教育委員会予定案件及び日程について、説明を求めます。 山崎総務課長をお願いします。 今回の教育委員会の案件でございますが、審議事項として、江別市社会教育委員の委嘱について、江別市文化財保護委員会委員の委嘱についてなどを予定しております。
黒川教育長	また、今回の定例教育委員会の日程でございますが、7月25日木曜日午後2時30分からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。 ただいまありましたように、今回の定例教育委員会は、7月25日木曜日午後2時30分からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、第6回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)

終了 午後3時22分

署名人(教育長) 黒川 淳司

署 名 人 新館 忠義